

公告 第830号
令和8年7月17日

オムロン健康保険組合
理事長 永宗 秀規
(公印省略)

組合規約一部変更の公告

下記のとおり組合規約の一部変更がありましたので公告します。

記

オムロン健康保険組合規約の一部を次のように変更する。

別表 1 中

「オムロンキリンテクノシステム株式会社 神奈川県川崎市」
の次に
「Aratas株式会社 京都市下京区」
を加える

附 則

この規約は、令和8年7月 1 日から適用する。

公告期間 令和8年7月17日 ～ 令和8年7月31日